

別表1 熊本市 特定事業場排除下水 測定回数一覧

		測定回数(年)			
		排除下水量 0～50m ³ 未満/日	排除下水量 50～200m ³ 未満/日	排除下水量 200～500m ³ 未満/日	排除下水量 500m ³ 以上/日
①	水質汚濁防止法に規定する生活環境項目等のうち ●温度 ●pH ●SS ●BOD ●ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油(飲食店関係のみ))、 ●ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類(自動車整備事業のみ)) 以上6項目	0回	4回 (1回/3ヶ月)	6回 (1回/2ヶ月)	12回 (1回/月)
②	水質汚濁防止法に規定する生活環境項目のうち ●フェノール類、 ●銅及びその化合物 ●亜鉛及びその化合物、 ●鉄及びその化合物(溶解性)、 ●マンガン及びその化合物(溶解性)、 ●クロム及びその化合物 以上6項目 ※ただし、自主測定については実際に事業場で使用している物質、及び原料の副産物等で少しでも下水道へ排出の可能性のある物質とする。	2回 (1回/半年)	4回 (1回/3ヶ月)	6回 (1回/2ヶ月)	12回 (1回/月)
③	水質汚濁防止法に規定する有害物質(28項目) (ダイオキシン類を除く) ※ただし、自主測定については実際に事業場で使用している物質、及び原料の副産物等で少しでも下水道へ排出の可能性のある有害物質とする。	2回 (1回/半年)	4回 (1回/3ヶ月)	6回 (1回/2ヶ月)	12回 (1回/月)